

鎌倉市告示第 307 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4 年（2022 年）3 月 1 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 都市計画の種類
鎌倉都市計画道路の変更（3・4・5号深沢村岡線）

- 2 都市計画を定める土地の区域
 - （1）追加する部分
鎌倉市寺分字堅畑地内
 - （2）削除する部分
なし
 - （3）変更する部分
なし

- 3 縦覧場所
鎌倉市 まちづくり計画部 都市計画課